

DAIUN CO., LTD.

OX NISHI-HONMACHI BLDG.
1-10-10, NISHI-HONMACHI
NISHI-KU OSAKA 550-0005 JAPAN
TEL:06-6532-8274 FAX:06-6532-7636

2014年2月吉日

(株)大運 国際物流課

お客様各位

出港前報告制度(ADVANCE FILING RULE)についてのご案内

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
首題の件に関しまして、下記の通りご案内申し上げます。

1. 開始時期

2014年3月10日より(午前0時以降に報告期限が到来する積荷情報から報告義務が発生致します)

2. 対象貨物

日本入港する外国貿易船に積載される海上コンテナ貨物

3. 報告義務者

船会社、利用運送業者(積地側荷送人様からの情報をもとに報告を行います)

4. 報告期限

原則として、船積み港を出港する24時間前までに報告

(韓国や中国等近隣諸国からの一定の範囲内における近海航路については当該本船の船積港の
出港時間まで)

5. 報告内容

①SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY PARTY(会社名・郵便番号・住所・電話番号)

②具体的な品名とHS CODE(6桁)

③TOTALの個数、重量、M3

④IMDGコード及びUN番号(危険品のみ)

⑤コンテナ・シールナンバー

※上記情報におきましては荷送り人様にも情報提供のご協力をお願いいたします。

6. 罰則

報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金

7. リスク分析について

日本税関は、出港前報告制度により積み地港から報告された積荷情報を、原則として報告から24時間以内に
リスク分析し、セキュリティ上問題があると判断された場合には以下のような事前通知を行います。

* DNL (DO NOT LOAD)	船積み不可
* HLD (HOLD)	リスク評価の為、追加情報又は情報訂正を要請
* DNU (DO NOT UNLOAD)	船卸一時停止
* SPD (SUSPEND)	積荷情報の報告が行われなかった、もしくは期限内の報告が 間に合わなかった場合の事前通知。税関による船卸許可を受けなければ ならない。(罰則適用の可能性あり)

積地側荷送り人様からの報告内容に誤りや漏れなどがあった場合には、不積み・荷卸不可になる可能性もあります。

ご不明な点などございましたら、弊社までお問い合わせください。
何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上